

審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目 I. (1) ①)

| | |
|------------------|---|
| <p>評価項目名</p> | <p>I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか (1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか ① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況</p> |
| <p>評価の目的及び観点</p> | <p>審査の品質管理の基本的な考え方・原則である「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、世界最高品質の審査の実現に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。</p> |
| <p>実績又は現況</p> | <p>(品質ポリシー) A) 品質管理の基本原則となる「品質ポリシー」を平成26年8月に策定し、これを公表した。</p> <p>(品質マニュアル) B) 意匠審査に関する品質管理及びその実施体制からなる品質管理システムを文書化した「品質マニュアル」を平成26年12月に策定し、これを公表した。</p> <p>(具体的な手順を示す文書) C) 審査官が意匠審査において従うべき各種指針として、意匠法等の関連法令の適用については「意匠審査基準」(サーチを含む審査の手続きについては「第11部 審査の進め方」)、その他、具体的な取扱いを記載した「意匠審査便覧」、「面接ガイドライン」が作成されている。</p> <p>(文書の管理) D) 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」及びその他具体的な手順を示す文書であって特許庁が作成したものについては、随時利用可能に提供され、必要な更新が行われるなど、適切に管理されている。</p> |
| <p>資料の所在</p> | <p>○品質ポリシー(上記A関連) http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/isho/policy.pdf</p> <p>○品質マニュアル(上記B関連) http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/isho/manual.pdf</p> <p>○意匠審査基準(サーチを含む審査の具体的なプロセスについては、第11部 審査の進め方)(上記C関連) ・審査の進め方 概論 http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/isyou-shinsa_kijun/11-1.pdf ・審査の進め方 各論 http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/isyou-shinsa_kijun/11-2.pdf</p> <p>○意匠審査便覧(上記C関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/isyou_binran.htm</p> <p>○面接ガイドライン【意匠審査編】(上記C関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/mensetu_guide/isyou.pdf</p> |

審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目 I.(1)②)

| | |
|-----------|---|
| 評価項目名 | I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか |
| | (1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか |
| | ② 審査及び品質管理のための手続の明確性 |
| 評価の目的及び観点 | 審査及び品質管理に関わる職員に向け、誰が、いつ、何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、世界最高品質の審査の実現に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。 |

| | |
|----------------|---|
| 実績 又は 現況 | <p>(審査の進め方) A) 意匠審査官が意匠審査を行う具体的な手続きが「意匠審査基準」において定められている。(「第11部 審査の進め方」)</p> <p>B) 「審査の進め方」では、審査手順を「意匠登録出願に係る意匠の認定」、「先行意匠調査」、「新規性、創作非容易性等の検討」、「拒絶理由の通知」、「意見書・補正書が提出されたとき」、及び「査定」に分け、各手順においてなされるべき事項が規定されている。</p> <p>(品質管理) C) 品質管理システム(品質管理及びその実行体制)の整備と実施については、作成中の「品質マニュアル」において、特許庁長官、その命を受けた特許技監及び審査第一部長が、これに対して責任を負うことが明記されている(品質マニュアル「I. 品質管理システムについて 3.品質管理実施体制の概要」)。</p> <p>D) 「品質マニュアル」には、品質管理のための手順及び担当が、PDCAサイクル内の各項目について個別に記載されており、手順及び担当の詳細について参照すべき文書も明記されている(品質マニュアル「II. 意匠課及び意匠審査部門の取組」)。</p> <p>E) 品質マニュアルは、いわゆるPDCAサイクルを、意匠課及び意匠審査部門全体におけるサイクルと、意匠審査に関する事務を分掌する審査長ごとに分けられた審査長単位(課相当)におけるサイクルとの2つのレベルに分け、各レベルで行う取組と実施体制を説明している。さらに、出願人・代理人などの外部関係者の協力が、意匠審査の質、ひいては意匠権の質の向上に貢献し得ること、外国庁との品質管理に関する情報共有が各国の意匠審査の質の向上に貢献することを記載予定。意匠審査の品質管理に関するマニュアルは、庁内で品質管理に携わる者のみが参照する文書とならぬよう、意匠審査に関わる職員にとって有益で、意匠制度のユーザーにも理解できる文書とするの方針のもとに作成されている。</p> |
| | <p style="text-align: center;">意匠審査の質の維持・向上のためのサイクル(PDCAサイクル)概念図</p> |

| | |
|-------|--|
| 資料の所在 | ○意匠審査基準(第11部 審査の進め方)(上記A, B関連) ・審査の進め方 概論 http://www.ipjo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/isyou-shinsa_kijun/11-1.pdf |
| | ・審査の進め方 各論 http://www.ipjo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/isyou-shinsa_kijun/11-2.pdf |
| | ○品質マニュアル(上記C, D, E関連) http://www.ipjo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/isho/manual.pdf |

審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目 I. (1) ③)

| | |
|----------------|--|
| 評価項目名 | I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか (1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか ③外部への公表及び職員への周知 |
| 評価の目的及び観点 | ・特許庁が目指す審査の品質管理の基本的な考え方・原則等が国民及び海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該考え方・原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。 ・また、評価項目①、②の内容が職員に十分周知されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。 |
| 実績 又は 現況 | <p>(品質管理に関する方針・手続の公表状況)</p> <p>A)「品質ポリシー」は、平成26年8月に特許庁ホームページを通じて公表され、同年9月からは、企業との意見交換時にパンフレットを配布している。また、英訳版についても、特許庁ホームページを通じて公表されるとともに、国際会議の場でパンフレットを配付することにより周知を図る予定。当該パンフレットは、日本語版、英語版共に、特許庁のホームページの品質管理のページから容易に閲覧することができる。</p> <p>B)「品質マニュアル」は、平成26年12月に特許庁ホームページを通じて公表されており、特許庁のホームページの品質管理のページから容易に閲覧することができる。英訳版についても、平成26年度中に特許庁ホームページを通じて公表される予定。</p> <p>C) 企業等との意見交換の際に使用する資料に、特許庁における品質管理の取組や「品質ポリシー」について紹介するものを設け、説明を行っている。</p> <p>(職員に対する周知状況)</p> <p>D)「品質ポリシー」は、平成26年8月に策定されて意匠審査官に周知され、庁内のイントラネットを通じて審査官が常時参照することが可能である。また、同年9月にパンフレットの形で全意匠審査官に配付された。さらに、ポスターを審査室、面接室等に掲示して更なる周知を徹底している。</p> <p>E)「品質マニュアル」は、平成26年12月に策定されて審査に関わる全ての職員に周知され、庁内のイントラネットを通じて審査官が随時参照することが可能である。</p> <p>(職員向けの研修の実施状況)</p> <p>F) 質の重要性及び品質維持・向上に向けた取組についての理解を深める観点から、職員向けの以下の研修や説明会において、「品質ポリシー」及び品質管理の取組や考え方について扱う研修を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査官補コース研修(新人対象、26年度から) 平成26年4月7日 2名受講 ・審査官コース前期研修(入庁2年目の官補対象、26年度から) 平成26年10月9日 1名受講 ・審査官コース後期研修(審査官昇任直前の官補対象、26年度から) 平成26年1月28日 1名受講 ・マネジメント能力研修(新任上席審査官対象、26年度から) 平成26年度 対象者なし |
| 資料の所在 | <ul style="list-style-type: none"> ○品質ポリシー(上記A, C, D, F, 関連) http://www.ipa.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/isho/policy.pdf ○品質ポリシーパンフレット(上記A, E関連) http://www.ipa.go.jp/seido/hinshitsukanri/policy.htm ○品質ポリシー(英語)(上記A関連) http://www.ipa.go.jp/seido_e/quality_mgt/pdf/quality_mgt/design.pdf ○品質マニュアル(上記B, E関連) http://www.ipa.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/isho/manual.pdf |

審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

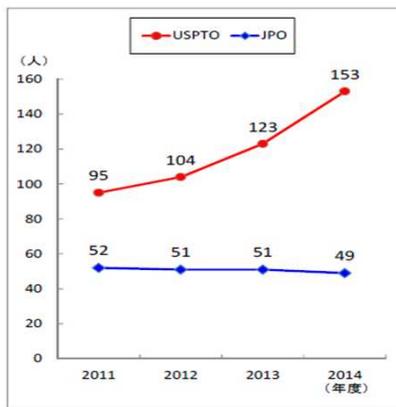
(評価項目 I. (2) ④)

| | |
|-----------|---|
| 評価項目名 | I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか |
| | (2) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか |
| | ④審査実施体制 |
| 評価の目的及び観点 | 審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を行いつつ、世界最高品質の審査を実現し得る審査実施体制を確立しているか否かを評価する。 |

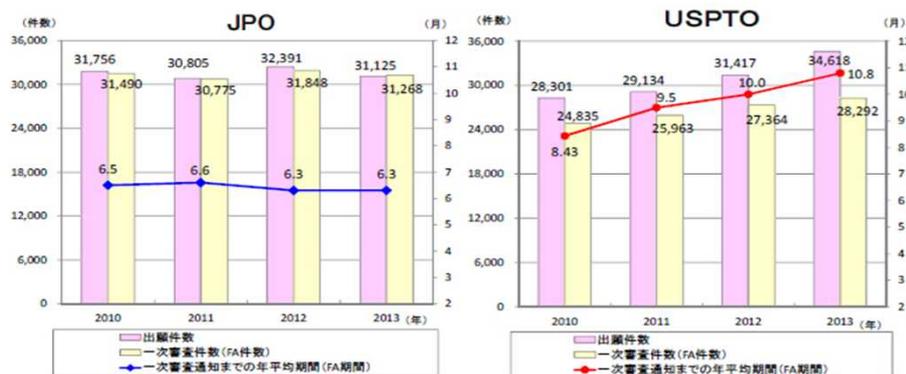
実績
又は
現況

(意匠審査部門の組織体制・人員配置)
A) 意匠審査部門は、審査第一部に置かれている。同部門では、物品分野別に意匠審査を行う審査室が3つ設けられ、合計約50名の審査官により審査が行われている。3つの審査室には管理職が8名配され、品質管理を含む審査業務のマネジメントを行っている。各審査室の担当物品分野は以下のとおり。
 ・産業意匠：運輸又は運搬機械、電気電子機械器具及び通信機械器具、一般機械器具、産業用機械器具
 ・民生意匠：住宅設備用品、土木建築用品、その他の基礎製品
 ・生活意匠：製造食品及び嗜好品、衣服及び身の回り品、生活用品、趣味娯楽用品及び運動競技用品、事務用品及び販売用品

B) 出願内容の高度化・複雑化、先行意匠調査の対象となる蓄積文献数の増加(毎年30万件を越える資料を蓄積)により、意匠審査における審査処理の負担は年々増加している。このような中、特許庁では、機械化等による審査の効率化を図ってきたところである。この結果、審査官1人当たりの一次審査件数(FA件数)で見ると、米国特許商標庁(USPTO)と比較して2.7倍(2013年のFA件数を審査官数で割った参考値)の審査を行っており、既に相当程度の効率化が図られている。



【図1】USPTO との審査官数比較
(特許庁年次報告書及びUSPTO年報、2014年度のUSPTO審査官数のみ「USPTO主催第8回Design Day(2014年4月開催シンポジウム)配付資料」より作成。)



【図2】USPTO との出願件数、FA件数及びFA期間(年平均)比較
(Statistical Items concerning design field for Information Exchange among the four offices of TMSより作成。)

(審査官の資格及び能力評価)
C) 意匠審査官は、人事院が実施する国家公務員採用総合職試験(大卒程度試験)相当の合格者から採用され、その資格は、意匠法第19条で準用する特許法第47条第2項の委任を受けた特許法施行令第12条において規定されている。同条に規定された資格要件の一つである独立行政法人工業所有権情報・研修館における研修課程の修了のためには、産業財産権法四法、条約及び審査実務等の筆記試験に合格する必要がある。

D) 審査官に対して、任用後も、①産業財産権に関する国際動向、②法律・審査基準に関する知識、③技術・デザインに関する知識、④国際化に対応する語学能力、⑤知的財産活用に関する知識等を修得する各種研修の受講機会が設けられている。

| | |
|-------|---|
| | E)年に一回、審査官や上席審査官といった職制毎に定められた観点に基づいた能力評価が行われ(能力評価)、その結果は適材適所の人員配置や人材育成の観点から必要な研修等の受講の指導に利用される。 |
| 資料の所在 | ○人事評価マニュアル (内閣人事局・人事院)(上記G関連) http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinikyoku/files/000287212.pdf ○国家公務員の標準職務遂行能力について(内閣官房)(平成21年3月6日内閣総理大臣決定)(上記G関連) http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinikyoku/files/000015876.pdf (255～259ページ参照) |

審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目 I . (2) ⑤)

| | |
|-----------|---|
| 評価項目名 | I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか |
| | (2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか |
| | ⑤品質管理体制 |
| 評価の目的及び観点 | 品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、世界最高品質の審査を実現し得る品質管理体制を確立しているか否かを確認する。 |

(特許庁の品質管理体制)

A) 責任者としての長官・技監

審査の品質管理システムの整備と実施については、特許庁長官、その命を受けて審査に関する事務のうち技術に関する重要事項を総括整理する特許技監及び審査第一部長を責任者としている。

B) 審査業務を実施する各審査長単位

意匠審査業務は、審査第一部長及び各審査長のマネジメントの下、分掌された物品分野の意匠について意匠審査を行う。各審査長単位(各審査室)は、意匠課が企画・立案した品質関連施策を実施するとともに、所掌する物品分野に応じた独自の取組を行うことで、審査の質の向上を図っている。

C) 審査関連施策の企画・立案を行う意匠課

意匠課では、案件協議・決裁、品質監査、審判情報の活用等の意匠審査部門が実施する施策や、ユーザー評価調査といった品質関連施策の企画・立案を行っている。また、審査の質に関する各種データ収集等、品質管理庁内委員会(意匠)が実施する審査の質の分析・評価のサポートを行っている。
なお、品質管理の企画・立案を専従として行う者はいない。

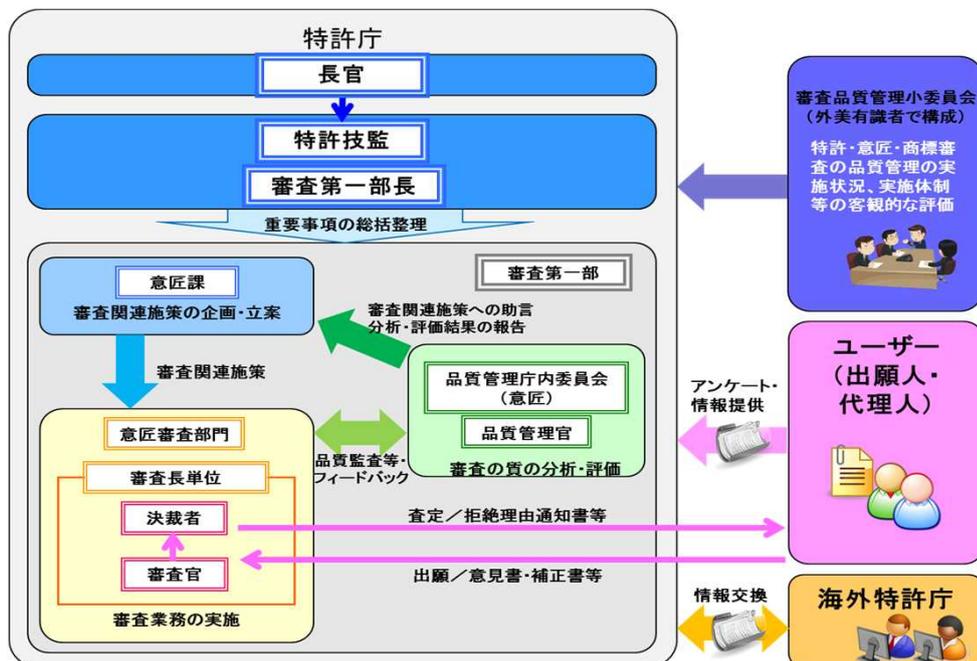
D) 審査の質の分析・評価を行う品質管理庁内委員会(意匠)・品質管理官

品質管理庁内委員会(意匠)は、各審査室2名の委員(うち1名は委員長)の合計6名(審査長3名、上席総括審査官3名)で構成され、各審査長等に対して第三者的な立場から、意匠審査の質について以下のような分析・評価を行っている。

- ・品質監査結果、審判情報、ユーザー評価調査結果等の収集された審査の質に関するデータの分析・評価。
- ・上記分析・評価により明確化された審査の質の現状や解決すべき課題の審査第一部長、特許技監、意匠課への報告。
- ・品質に関するデータや分析結果(例えば、決裁の際の審査の質のチェックの観点等)を各審査長単位へのフィードバック。
- ・意匠課が企画・立案する品質管理に関する各種施策についての助言。

また、品質管理官は、審判官の経験を有する審査官から7名が選任され、1名(通常の審査業務に加え、品質管理業務を兼任)が品質監査等の分析を行っている。その結果を品質管理庁内委員会(意匠)でまとめ(委員6名が品質管理官を兼ねる)、意匠審査部門にフィードバックしている。

E) 品質管理体制の概略図



審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅱ.(1)⑥)

| | |
|-------------------------|---|
| <p>評価項目名</p> | <p>Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (1) 品質管理が適切に実施されているか ⑥品質向上のための取組</p> |
| <p>評価の目的及び観点</p> | <p>審査の品質向上のための取組が方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価し、その活動が世界最高品質の審査の実現に資するものであることを確認する。</p> |
| <p>実績 又は 現況</p> | <p>A) 意匠審査の質の維持・向上のため、日付や条文のチェック、文献番号の自動入力等、ケアレスミスを防ぐシステム対応の整備の他、不備が発生しないような意匠審査を行う努力をするのみならず、意匠審査及びその関連業務において、以下B)～H)のような取組を実施している。</p> <p>(品質保証(決裁)) B) 審査官が所属する審査長又は上席総括審査官は、審査官が作成した処分等に係る書面の「全件」について、当該書面の内容の確認等を通じた意匠審査の実体的・形式的チェック(決裁)を実施している。</p> <p>(審査官と決裁者間の協議(案件協議)) C) 案件の処理方針等について、日常業務の中で随時相談等は行われているが、そういった議論の中にも、審査部門全体にフィードバックすることで審査の品質の向上につながる情報があると考え、ばらつきの原因や、手続きにおいて問題が発生しやすいなど、下記の条件の案件に係る決裁者との相談を、「案件協議」として顕在化し、品質管理庁内委員会へ情報の集約を図り、必要に応じて意匠審査部門への情報共有等フィードバックを行う取組を平成26年7月から開始し、実施した(平成26年度上半期実績:16件)。 <具体的な運用> (ア)ばらつき防止の観点から、前担当者の方針と異なる方向で処理を検討している案件、(イ)手続き上の問題の低減の観点から、同じ条文に基づく拒絶理由を2回以上通知する案件、(ウ)模倣品対策のための早期審査対象案件、については必須協議案件として全件決裁者との協議を実施するよう指定。 また、決裁者と協議した結果、(a)結論が変更された場合、(b)再サーチの必要が発生した場合、(c)情報共有することが有用であると決裁者が判断した場合、協議結果のメモを作成し、品質管理庁内委員会(意匠)へ情報を集約し、必要に応じてフィードバックを実施。 なお、審査方針における判断の難しい案件の相談は、決裁者が必要と判断した場合、情報共有のためのメモを作成し、案件協議として取り扱う。</p> <p>(業績目標と審査官の評価) D) 各審査長単位は、年に2回業績目標及び実施計画を策定している。審査の質についても、審査内容(判断、サーチ、起案)の観点及び審査の質を意識した取組の観点から計画が策定される。これに合わせて、各審査官は、所属する審査長単位(各審査室)の業績目標・実施計画に沿った業績目標を設定し、審査の質の維持・向上を意識して目標達成の努力をする。その達成状況は、半年に一度管理職により評価され、必要に応じて審査官にフィードバックされる。</p> <p>(面接・電話対応) E) 審査官とユーザーとのコミュニケーションや相互理解を深めることは、納得感の高い結論を得るために重要である。また、ユーザー評価調査からも、審査官との面接や電話対応に対するユーザーによる関心の高さが伺われる。 面接の依頼があった場合、原則として全て受けており、昨年度同様平成26年度も引き続き面接・電話等を活用し、出願人とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論を得ることに努めた。 面接等の形態として、①特許庁で行う面接審査、②出張面接審査、③テレビ面接審査、④電話・ファクシミリ等による連絡がある。 平成26年度上半期(面接ガイドライン改訂前)実績 面接記録 231件(平成25年度合計実績:353件) 対応記録(電話対応等) 2,067件(平成25年度合計実績:3,293件)</p> <p>(品質関連情報の収集・提供) F) 意匠課・品質管理庁内委員会(意匠)は、以下の品質関連情報を収集し、改善すべき点等を明らかにするとともに、関係部署・各委員会と連携しながら、意匠審査の質の維持・向上のための施策に反映させている。また、各審査長単位等は、品質関連情報を活用することにより、意匠審査の質の維持・向上に向けた取組の充実を図っている。 1. 審査に関する統計データ 意匠課・品質管理庁内委員会では、審査官の自己管理のため、審査官各人の拒絶理由ごとの件数等、処理状況の内訳を、意匠審査部門全体の平均と比較できるかたちにして提供した(毎月更新。データの閲覧は、本人と管理職のみ可)。各審査官は、審査のばらつきを低減する観点から、これらを意識しつつ、審査業務を行った。 2. 審判に関する統計データ 審判段階において新たに通知された拒絶理由やその引用文献、審決等の分析は、自らの審査の現状・改善点の把握に資するものと考えられるので、意匠課・品質管理庁内委員会(意匠)は、審判における結果等の情報を含む審判関連データを一覧にまとめ、毎月更新して意匠審査部門に提供した。審決が確定した案件は、審査段階の査定審査官及び現在の担当分野の審査官に情報を通知し、審決の確認を促した。各審査官は、自らの審査の現状・改善点等の把握にこれらのデータを利用した。</p> |

(能力向上のための研修の実施)

G) 意匠審査の質の向上のために、審査官を対象として、①法律・審査基準に関する知識、②技術・デザインに関する知識、③国際化に対応する語学能力、④知的財産活用に関する知識等を修得する各種研修の受講機会が設けられている。

また、意匠課及び意匠審査部門では、以下の観点から継続的な人材育成に取り組んでいる。

- ・コース研修やその他の法律研修等の受講により、審査実務に関する能力の向上を図る。
- ・技術研修や学会・セミナー等の知識習得機会への参加や、展示会や企業コンタクト等を通して、最新の技術やデザイン動向の把握、出願人等の意見・要望を聴取し、知識、資質の向上を図る。
- ・英語に対応できる審査官(補)の育成を強化し、英語による審査実務についての情報発信能力の習得や、各国の知的財産権制度等の知識を習得するための研修受講により、意匠分野の国際協力及びハーグ協定ジュネーブ改正協定加入後の審査運用等、審査業務の国際化への対応を図る。

また、国家公務員に対して導入されている能力・実績主義の人事管理の一環として年1回実施される能力評価において、審査官や上席審査官といった職制毎に定められた観点に基づいた能力の評価が行われる。能力評価の結果については、原則として本人にフィードバックされるとともに、適材適所の人事配置や人材育成の観点から必要な研修等の受講の指導に利用されている。

(審査の質の向上のためのホームページでの意見受付の開始)

H) これまでの電話・メール・ユーザー評価アンケート時の情報提供依頼等での受付に加え、審査の質に関するより多くのユーザーの意見の提供を受け、審査の質の向上に活用するために、特許庁ホームページ上で審査の質の向上のための意見受付を開始した(平成26年11月)。寄せられた意見について、適切に管理すると共に、審査の質の向上に資するために、意見内容を分析した。

| | |
|-------|--|
| 資料の所在 | ○意匠審査基準(審査手続きについては、第11部 審査の進め方) ・審査の進め方 概論 http://www.ipo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/isyou-shinsa_kijun/11-1.pdf |
| | ・審査の進め方 各論 http://www.ipo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/isyou-shinsa_kijun/11-2.pdf |
| | ○意匠審査便覧 http://www.ipo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/isyou_binran.htm |
| | ○面接ガイドライン【意匠審査編】 http://www.ipo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/mensetu_guide/isyou.pdf |
| | ○特許庁ホームページ「審査の質の向上のための御意見受付」(上記H関連) http://www.ipo.go.jp/seido/hinshitsukanri/hinshitsukanri.htm |

審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅱ.(1)⑦)

| | |
|------------------|--|
| <p>評価項目名</p> | <p>Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (1) 品質管理が適切に実施されているか ⑦ 品質検証のための取組</p> |
| <p>評価の目的及び観点</p> | <p>審査の品質検証のための取組が方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価し、その活動が世界最高品質の審査の実現に資するものであることを確認する。</p> |
| <p>実績又は現況</p> | <p>(意匠審査の取組報告、上半期終了後の進捗状況検証) A) 平成26年度の初めに、当該年度に実施をすべき審査の取組の計画を①審査の処理、②検索等の審査周辺システムの整備、③法令の適用や審査基準の運用、④人材育成、⑤品質管理の各観点から策定した。策定した取組の計画に対しては、上半期終了後に進捗状況を検証し、レビューを行った。</p> <p>(品質監査) B) ①品質監査の概要 意匠における品質監査は、個別案件の審査処理期間に影響を与えないことを考慮し、決裁が終了した案件を事後的にチェックする決裁後案件を対象としており、下記②の要件で抽出して行っている。 また、品質監査の対象となった案件のユーザーから当該審査に対する意見をアンケート形式で収集するユーザー評価調査を実施している。そのため、審判請求期間等が終了した確定済み案件を対象として実施している。 抽出した案件の分析は、品質管理官が行い、その結果を品質管理庁内委員会(意匠)に報告する。</p> <p>②品質監査の対象 品質監査は、全審査室において実施する。対象案件は、拒絶理由通知後に登録査定となったもの、拒絶査定、手続きの中に補正却下の決定を含むもの、及び即登録(拒絶理由通知無く登録)となったもの。 拒絶理由通知・拒絶査定となった案件が中心となるよう審査官の処分種別ごと(拒絶理由通知後に登録査定50～60%、拒絶査定25～30%、補正却下の決定を伴うもの5～10%、即登録10～15%を目処)、かつ分野に偏りが発生しないよう、分野ごとで分けした中から無作為に抽出している。</p> <p>③品質監査の主なチェック項目 法令、審査基準等の指針に則った統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているかについて、意匠審査基準第11部「審査の進め方」をベースとしてチェックする。</p> <p>④品質監査の件数 出願件数に対して0.5%を越える件数を目標に上半期と下半期に分けて実施(年度目標の半数について上半期実施済み。残り半数について下半期実施中)(平成26年度上半期実績:82件)。</p> <p>(ユーザー評価調査) C) ユーザー評価調査 意匠審査の質に対する課題を抽出するため、品質監査の対象となった案件の審査について、ユーザーにアンケート調査を行っている(平成26年度上半期のアンケート回収実績:63件)。 アンケートの利用については、意匠審査の質の改善に役立てる目的にのみ使用し、担当審査官、及び第三者へは知らせることはないという条件で実施(ただし、質問票の「担当審査官へのフィードバック可」にユーザーがチェックを入れた案件については、回答内容を管理職を通して担当審査官に知らせる場合あり)。</p> <p>(ユーザー等との意見交換) D) 意匠課・意匠審査部門において、各企業や業界団体等のユーザーと、管理職をヘッドとする意見交換を行った。当該意見交換では、意想審査の品質向上施策や各ユーザーの意匠登録出願の状況、登録率、拒絶に関する状況等の情報を提供した。また、意匠審査の質を含めた意見・要望等を伺い、当該意見・要望等を品質管理に関する各種施策の企画・立案や品質向上に活用する。(平成26年度上半期実績:19件(平成25年度合計実績:9件))</p> <p>(審判決との判断相違の分析) E) 審判決との判断相違の確認は、意匠審査の向上につながる情報が得られることから、統計や分野ごとの傾向の分析等を行っている。 ・審査段階での判断と審判決の判断が相違した案件の要因分析(平成26年度上半期実績:24件)</p> |

審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅱ.(1)⑧)

| | |
|-------------------------|---|
| <p>評価項目名</p> | <p>Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (1) 品質管理が適切に実施されているか ⑧ 審査の質の分析・課題抽出</p> |
| <p>評価の目的及び観点</p> | <p>審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が世界最高品質の審査を実現に資するものであることを確認する。</p> |
| <p>実績 又は 現況</p> | <p>(分析) A) 品質管理についての内部レビューを通じた分析 ・半期毎のレビューに加え、必要に応じて品質管理庁内委員会(意匠)で取組及び品質監査等の分析について内部レビューを実施し、意匠課関係部署及び意匠審査部門に対して情報発信を行った。 ・審査品質管理小委員会における評価を前提に、第1回小委員会にて決定された評価項目及び評価基準の仮案に基づく自己評価を行った。 B) 品質監査を通じた分析 ・全審査室の確定済み案件(平成26年1月～3月の間に査定が確定)の中から、分野に偏りが無いよう、かつ、課題が抽出しやすいよう、拒絶理由が通知された案件を中心として抽出した。 ・法令、審査基準等の指針に則った統一のとれた審査が行われているか、出願人・代理人との意思疎通の確保に留意した効率的な審査が行われているかについて、意匠審査基準第11部「審査の進め方」をベースとしてチェックした。 ・出願件数に対して0.5%を越える件数を目標に上半期と下半期に分けて実施(年度目標の半数(82件))について上半期実施済み。残り半数について下半期実施中。 C) ユーザー評価調査を通じた分析 ・意匠審査の質に対する課題を抽出するため、品質監査の対象となった案件の審査について、ユーザーにアンケート調査を行っている(平成26年度上半期のアンケート回収実績:63件)。 ・回収した調査票をもとに統計的な処理を行い、ユーザーが該当案件の意匠審査についてどう評価しているのかを分析している。内部での分析結果とあわせて分析することで、品質監査の精度を高めている。 D) ユーザーとの意見交換、ホームページ等を通じた意見聴取に基づく分析 ・品質管理庁内委員会(意匠)において分析し、意匠審査の質の向上に役立っている。 (課題抽出) E) ハーグ協定のジュネーブ改正協定の審査に対応した品質監査等、品質管理の取組 [A]での分析結果] ・平成27年度に運用が始まる、ジュネーブ改正協定に基づく国際出願の審査運用(現在、産業構造審議会知的財産分科会 意匠制度小委員会 意匠審査基準WGにおいて審議中)に添ったチェック項目に基づく品質監査等の品質管理の取組を行う必要がある。 F) 品質監査についての課題[A]及びB)での分析結果] ・サーチの検証についてのチェックについて、可能かどうかの検証及び実施する上での体制の確立が課題である。 G) ユーザー評価調査についての課題 [A]及びC)での分析結果] ・アンケートによって約100件のコメントが寄せられる等、ユーザーが考えていることを理解する上で有意義な取組であるが、拒絶理由が通知された案件を中心とした当該案件のユーザー評価となっていることから、全般的な満足度調査とは乖離している。「満足度調査」を実施する必要がある。ただし、ユーザーに過度な負担とならないよう、特許・意匠・商標で、一定程度アンケートの方針を共通化する等、内容を検討することも課題である。 H) 国際的取組についての課題 ・引き続き、JPOにおける品質管理の取組について、国際会議等の場を通じて積極的に紹介するとともに、外国庁の品質管理体制及び施策の情報収集を行い、特許庁においても有効と考えられる施策の検討を進めて行く必要がある。</p> |